平成２４年（フ）第１４２号
山口県下関市秋根西町２丁目７番２号　はやし住宅ビル408号
債務者　中山　　晃
1　決定年月日時　平成24年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第１４７号
山口県下関市彦島塩浜町３丁目17番17号
債務者　山下　昭晴
1　決定年月日時　平成24年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第１４８号
山口県下関市彦島塩浜町３丁目17番17号
債務者　山下　智子
1　決定年月日時　平成24年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第３４１号
愛媛県松山市東野３丁目甲301番地　溝辺団地46棟2359号
債務者　大窪ミヱ子
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３４３号
愛媛県松山市立花６丁目５番12号
債務者　鳥井　裕二
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９８号
愛媛県今治市吉海町仁江1282番地
債務者　重松　美樹
1　決定年月日時　平成24年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第７６号
福岡県三潴郡大木町大字横溝25番地10
債務者　西田　孝子
1　決定年月日時　平成24年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第１３２号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町田手1817番地14
債務者　納富　信利
1　決定年月日時　平成24年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１７６号
佐賀県神埼市神埼町横武1816番地、前住所佐賀市鍋島町大字八戸溝340番地３
債務者　辻田　理恵（旧姓柴田）
1　決定年月日時　平成24年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２１３号
佐賀県佐賀市兵庫南２丁目９番６号
債務者　藤田　桂子
1　決定年月日時　平成24年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２１４号
佐賀県佐賀市開成１丁目６番105―31号
債務者　古賀　智恵
1　決定年月日時　平成24年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２４６号
佐賀市高木瀬団地４番438号
債務者　中園　奈那
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２７２号
佐賀県佐賀市神野西３丁目15番28号
債務者　野中まりこ
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５７０号
熊本県宇土市松山町2701番地１　キャナルシティ壱番館105
債務者　荒木健太郎
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５７１号
熊本県宇土市松山町2701番地１　キャナルシティ壱番館105
債務者　荒木　由紀
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５７２号
熊本市西区八島２丁目９番３―206号
債務者　桂　眞智子
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４１３号
沖縄県南城市玉城字愛地285―１　サンハイツシロマ102、住民票上の住所沖縄県南城市玉城字前川132番地
債務者　大城枝美子
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４３８号
沖縄県那覇市三原２丁目14番24号　２階
債務者　玉城　政明
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部